

住まわれていた市町村以外の市町村へ避難されている方、災害復旧等のために被災地で支援活動をされている方々などの不在者投票の方法について

<不在者投票を行うことができる方>

- ア 日本国民で年齢満20歳以上（選挙期日現在）の方
- イ 引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有し、選挙人名簿に登録されていること
- ウ 投票日当日に自分の住所地（選挙人名簿登録地）以外の市町村に滞在していると見込まれること

<不在者投票の手続き>

1 投票用紙等を請求する

(告示日前から請求できるので早めに請求してください)

不在者投票をしようとする方は、別紙「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会へ郵送してください。

※ 投票用紙等を送ってもらう先の住所欄は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。

(例：△△県××市1-1 ○○ビジネスホテル)

※ 上記以外で不明な点があれば、最寄りの市町村の選挙管理委員会に御確認ください。

2 投票用紙等を受け取る

自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書入り）を受領してください。

※ 不在者投票証明書は、不在者投票証明書用封筒に入っていますが、この封筒は絶対に開封しないでください（開封すると不在者投票ができなくなります。）。

3 最寄りの市町村の選挙管理委員会で不在者投票をする (余裕をもって早めに行ってください)

2で受け取った封筒を持参して最寄りの市町村の選挙管理委員会（被災地の選挙管理委員会については、事前に不在者投票ができるかどうか御確認ください。）に出向いてください。そこで選挙管理委員会の職員の指示に従ってください。

※ 不在者投票の受付は、告示日の翌日から投票日の前日まで行っていますが、余裕をもって早めに行ってください。

なお、選挙が行われていない市町村においては当該市町村の選挙管理委員会の執務時間（一般的には、平日の午前8時30分から午後5時まで）、また、選挙が行われている市町村においては、原則として、平日休日を問わず午前8時30分から午後8時まで行っています。

※ 不明な点があれば、最寄りの市町村の選挙管理委員会に御確認ください。

【参考：不在者投票の方法】

- ① 投票をする前に、自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書入り）を最寄りの市町村の選挙管理委員会の職員に提出してください。そこで本人確認を行います。
- ② 本人確認が終わりましたら、不在者投票記載場所で投票用紙に候補者の氏名を記入し、内封筒に入れて封をし、さらにその内封筒を外封筒に入れて封をしてください。このとき、外封筒の表面には署名をしてください。
- ③ 立会人が署名（または記名押印）します。その後、最寄りの市町村の選挙管理委員会（不在者投票管理者）が自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会に郵送してくれますので、その所在地が分かる資料（郵送されてきた際の封筒）は捨てずに持参してください。